

令和4年7月10日
いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
(事務局：茨城県営業戦略部観光物産課)

茨城DC県庁プレイパーク開催業務委託に関する公募型プロポーザルの
質問に対する回答について

| NO | 質問内容 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | <p>仕様書中5のウにおいて、「また、電源や給排水設備については原則として県庁備え付けのものは使用せず、受託者にて手配することとする。合理的な県庁の設備を使用しようとする場合には、協議会及び関係個所と協議の上、使用の可否を決定することとする。」とあるが、これは飲食ブースを展開する要件であり、ステージイベントや体験アクティビティブースにおいては県庁舎備え付けの電源を利用できるという解釈でよいか。</p> | <p>原則として、ステージイベントや体験アクティビティブースの電源についても受託者による手配とします。</p> <p>ただし、県庁舎の電源を使用することが設備の能力や予算に鑑み合理的であると判断される場合については、関係個所と調整の上、使用の可否を決定しますので、実際のステージ・ブースの内容が決定後、協議することとします。</p> |
| 2 | <p>19時のイベント終了後に撤収を行った場合、宅配業者の集荷受付が終了している可能性が考えられるが、翌日まで県庁にて備品類の保管をすることは可能か。</p> | <p>原則として不可とします。</p> <p>ただし、備品の使用が深夜に亘るなど、社会通念上翌日の対応が妥当であると判断される場合については、関係個所と調整の上、対応の可否を決定しますので、実際のステージ・ブースの内容が決定後、協議することとします。</p> |